

第 6 章 主要事業の目標量の設定

後期計画において、全国共通に、市区町村単位でニーズ量を把握し、目標事業量を設定する事業について、本市の対応を以下に整理します。

1 通常保育事業

(1) 事業の内容

保護者が労働又は病気等により、家庭において保育することができない乳幼児・児童を保護者に代わって保育所で保育する事業です。

(2) 現 状

入所申し込みについては、年度途中であっても随時受付を行い、入所措置をしています。これまで待機児童はほとんどなく、定員内で対応することが可能でしたが、本年度は年度当初に7名の待機児童がでています。

(3) 今後の対応

現状の保育所数(定員数)で対処できるものと考えております。今後については、待機児童を出さないよう適性な職員配置や施設整備等に努めます。

事業名	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 26 年度)
通常保育事業	定員 360 人	定員 360 人

2 特定保育事業

(1) 事業の内容

保護者の就労形態の多様化(パート等の増大等)に伴う子どもの保育需用の変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後に必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供する事業です。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておらず、通常保育や一時保育の拡大等により対応しています。

(3) 今後の対応

多様な保育事業に対応するため、関係機関との協議を踏まえ、本事業の実施に向けた取り組みを行います。

事業名	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 26 年度)
特定保育事業	未実施	1 箇所

3 延長保育事業

(1) 事業の内容

通常の保育所開所時間を越えて保育ニーズにこたえるための事業です。

(2) 現 状

前期計画策定時における「平日 7:30～18:30」から 30 分間延長し、「平日 7:30～19:00」の延長保育を実施しており、約 210 名が利用しています。

なお、現在、公・私立保育所ともに朝、夕 1 時間 30 分の延長保育を実施しています。特に定員は設けておらず、保護者の就労等の状況に応じて、希望があれば受け入れています。

(3) 今後の対応

保護者の就労意向の高まりと就労形態の多様化により、延長保育の拡大も期待されており、受け入れ体制の拡充を図ります。

事業名	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 26 年度)
延長保育事業	3 箇所 利用者 210 人	4 箇所 利用者 240 人

4 夜間保育事業

(1) 事業の内容

夜間、保護者の就労等による保育ニーズへの対応を図るための事業です。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておりません。

(3) 今後の対応

ニーズ調査によると、午後 7 時以降の利用意向は少数で、かつ、最も遅い利用希望時間帯は午後 8 時という結果となっています。また、関係者へのヒアリング等からも、夜間帯のニーズを少ないものと考えられます。

このような状況から、延長保育の拡充により対応していくことが可能と判断されることから、当面、夜間保育事業は実施しない予定です。

5 トワイライトステイ事業

(1) 事業の内容

児童を養育している父子家庭等が、仕事等の事由によって帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事等で困難を生じている場合に、保護者に代わって保育する事業です。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておりません。

(3) 今後の対応

夜間保育と同様に、ニーズ調査や関係者ヒアリング等により、利用意向は少ないものと判断されることから、本事業は実施いたしません。

6 休日保育事業

(1) 事業の内容

日曜・祝祭日の保護者の就労等による保育ニーズの対応を図るための事業です。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておりません。

(3) 今後の対応

就労形態の多様化等を背景に、休日保育の利用意向は今後高まっていくことが予想されます。しかし、ニーズ調査において、休日保育の利用意向はまだ低い結果となっています。関係者へのヒアリング等結果をも考慮し、本事業は当面は実施しないこととし、休日保育に対するニーズに対しては、ファミリーサポートセンター事業等の活用により対応していきます。



7 病児・病後児保育事業

(1) 事業の内容

保育所等に通所している児童が病気又は回復期にあり、保護者が就労等により家庭で保育できない場合に一時的に保育所や病院等に付託された専用スペースにおいて保育する事業（病児・病後児対応型）です。また、保育所に通所する児童が、保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応を図る病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）もあります。

(2) 現 状

現在、本事業は実施しておりません。

(3) 今後の対応

この事業を実施するためには、保育所に専用スペースが必要であり、現在の保育所では実施が難しい状況ですが、今後「体調不良児対応型」について検討していきます。

8 放課後児童健全育成事業

(1) 事業の内容

小学校に通う児童のうち、就労等により帰宅後、保護者のいない児童を保育することにより児童の健全育成を図る事業です。

(2) 現 状

現在、5 か所の放課後児童クラブで実施しており、約 270 人が利用している状況となっています。

(3) 今後の対応

保育サービスと同様に、保護者の就労意向の高まりや多様化を背景に、利用意向は高まっています。また、市街地内放課後児童クラブの大規模化への対策も課題となっています。このような状況を踏まえ、利用の拡大に努めます。

事業名	現 状（平成 21 年度）	目 標（平成 26 年度）
放課後児童健全育成事業	5 箇所 登録児童数 270 人	7 箇所 登録児童数 370 人

9 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業の内容

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とするもので、ひろば型、センター型、児童館型の3タイプがあります。

(2) 現 状

平成19年度より、地域子育て支援拠点事業（ひろば型）を実施しており、「親子で遊び隊」や「子育てサークル育成」などに取り組んでいます。

(3) 今後の対応

引き続き、地域子育て支援拠点事業（ひろば型）を実施することとし、取り組み内容の充実化を図ります。

事業名	現 状（平成21年度）	目 標（平成26年度）
地域子育て支援拠点事業	1箇所	3箇所

10 一時預かり事業

(1) 事業の内容

保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育の必要性が生じたときに、児童を保育する事業です。

(2) 現 状

現在、公立保育所3箇所（定員18人）において一時保育を行っており、利用状況には余裕があります。

(3) 今後の対応

ニーズ調査において、一時的に子どもを預けた実績と、緊急時にも子ども預けることができない家庭状況を考慮し、平成26年度における利用日数を1,000日と設定します。現在の利用に余裕があることを踏まえ、現在の3箇所にて対応していきます。

事業名	現 状（平成21年度）	目 標（平成26年度）
一時預かり事業	3箇所、利用日数1,280日(*) （定員18人）	3箇所、利用日数1,000日 （定員18人）

*平成20年度実績

11 ショートステイ事業

(1) 事業の内容

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合や母子が夫の暴力により、緊急・一時的に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。

(2) 現 状

本市では実施しておりませんが、児童相談所との連携をもとに、一時保護所等への委託により対応しています。

(3) 今後の対応

今後も児童相談所と連携を図り、乳児院や児童養護施設の委託により対応していきます。

12 ファミリーサポートセンター事業

(1) 事業の内容

子育ての援助を行いたい方と子育ての援助を受けたい方の相互援助活動の連絡及び調整を行う事業です。

(2) 現 状

平成20年度にスタートし、徐々に会員数も増加するなど、援助活動が軌道に乗りつつあります。

(3) 今後の対応

一時的な子どもの預かりなど、ファミリーサポートセンター事業に対する期待は少なくありません。より充実した相互援助活動を実施していくために、依頼会員、協力会員ともに増やしていくことが必要であり、現在の1箇所体制にて、取り組みの充実を図ります。

事業名	現 状(平成21年度)	目 標(平成26年度)
ファミリーサポートセンター事業	1箇所	1箇所